

補助金の交付状況に係る調書【令和3年度交付分】

補助金の名称		吹付けアスベスト対策費補助金		市の担当部課	都市整備部都市計画課		
				問い合わせ先	0568-44-0331		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		—		代表者名	—		
関係規定	法令	労働安全衛生法		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市吹付けアスベスト対策費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	令和2年度	補助終了年度 令和12年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		震災時などに吹付けアスベストの飛散により、市民の健康障害が発生しないようアスベストの分析調査及び除却等に足して費用の支援を行う。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度予算		
		0 円	0 円	0 円	250,000 円		
		(0 円)	(0 円)	(0 円)	(0 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		—					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		—			
		うち補助対象経費		—			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		事業費の100%(分析調査)、事業費の2/3(除却等)			
		補助限度額		25万円(分析調査)、180万円(除却等)			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業後の一括支払としている。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		災害時をはじめとした建物に被害がおよぶ時に、吹付けアスベストが施工してある建物が倒壊などによりアスベストが飛散することが防ぐことができ、市民の健康被害の抑制を図ることができる。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無					

※令和3年度の実績に基づき作成しています。